

五所川原市監査委員告示第2号

地方自治法第199条第4項により実施した定期監査に関する監査結果について、同条第9項に基づき別添のとおり公表する。

令和4年3月3日

五所川原市代表監査委員 小田桐 宏之

五監委発第53号
令和4年3月2日

五所川原市議会議長 磯邊 勇司 様
五所川原市長 佐々木 孝昌 様
五所川原市教育長 原 真紀 様

五所川原市監査委員 小田桐 宏之
五所川原市監査委員 石沢 和夫

令和3年度定期監査の結果について

地方自治法第199条第4項の規定により実施した定期監査の結果について、同条第9項の規定に基づき提出します。

監査結果報告

第1 監査の種類

地方自治法第199条第4項及び五所川原市監査基準第2条第1項第1号の規定による定期監査（財務監査）

第2 監査の対象

経済部

- ・農林水産課（水産室含む）
- ・農村整備課
- ・商工労政課（市民学習情報センター・消費生活センター含む）
- ・観光物産課

第3 監査の実施内容

本監査は、令和2年度から令和3年度（一部）の財務に関する事務の執行を主体に監査を実施した。監査にあたっては、関係帳簿及び書類の提出を求め、必要に応じて関係職員から事情を聴取するなどし、所管事務事業が法令等に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかなどを主眼として、五所川原市監査基準に則り公正な監査方法により実施した。

第4 監査の期間

令和3年10月1日から令和3年12月6日まで

第5 主な監査項目

歳入歳出に係る伝票、領収済通知書、契約に係る書類、所管の協議会等の通帳及び出納帳、公金の取扱事務の状況

第6 監査の主な着眼点

- （1）歳入歳出に係る事務処理、書類の保管が適正に行われているか
- （2）契約事務の執行が適正に行われているか
- （3）公金の管理が適正に行われているか

第7 監査の結果

監査の結果、概ね良好と認めた。

各課とも、事務処理上の軽易な誤り等が見られたため、口頭で注意し改善検討を求めた。

監査結果報告

第1 監査の種類

地方自治法第199条第4項及び五所川原市監査基準第2条第1項第1号の規定による定期監査（財務監査）

第2 監査の対象

教育委員会

- ・教育総務課（金木教育総務室・市浦教育総務室含む）
- ・社会教育課（少年相談センター・金木B&G海洋センター・市浦B&G海洋センター含む）
- ・学校教育課
- ・中央公民館（金木公民館含む）
- ・学校給食センター
- ・図書館（金木分館・市浦分館含む）

第3 監査の実施内容

本監査は、令和2年度から令和3年度（一部）の財務に関する事務の執行を主体に監査を実施した。監査にあたっては、関係帳簿及び書類の提出を求め、必要に応じて関係職員から事情を聴取するなどし、所管事務事業が法令等に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかなどを主眼として、五所川原市監査基準に則り公正な監査方法により実施した。

第4 監査の期間

令和3年11月1日から令和4年2月14日まで

第5 主な監査項目

歳入歳出に係る伝票、領収済通知書、契約に係る書類、所管の協議会等の通帳及び出納帳、公金の取扱事務の状況

第6 監査の主な着眼点

- （1）歳入歳出に係る事務処理、書類の保管が適正に行われているか
- （2）契約事務の執行が適正に行われているか
- （3）公金の管理が適正に行われているか

第7 監査の結果

監査の結果、概ね良好と認めた。

各課施設とも、事務処理上の軽易な誤り等が見られたため、口頭で注意し改善検討を求めた。